

広島県告示第七百五十三号

広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）別表の規定により、広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成三十年広島県告示第三百四十七号（広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 条例別表第一備考三に規定する大アリーナの利用に係る利用料金の範囲

区 分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	六六、五五〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	一三二、九五〇円以内
	入場料無料の場合	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	一五九、五四〇円以内
		午前九時から午後五時まで一時間までごとに	三二、九二〇円以内
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料有料の場合	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	六五、七七〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	七八、九三〇円以内
	入場料無料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	二一、九五〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	四三、八五〇円以内
入場料無料の場合	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	五二、六二〇円以内	
	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	四、八七〇円以内	

二 条例別表第二備考三に規定する小アリーナの利用に係る利用料金の範囲

区		使用時間及び単位	利用料金の範囲
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料有料の場合		
	入場料無料の場合で四分の一に区分して使用する場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	九、六七〇円以内
	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	一、六一〇円以内
	入場料無料の場合で四分の三に区分して使用する場合	午後九時から午後五時まで一時間ごと	三、六五〇円以内
	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	七、二五〇円以内
	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午後九時から午前九時まで一時間ごと	八、七〇〇円以内
	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午後九時から午後五時まで一時間ごと	二、四三〇円以内
	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	四、八三〇円以内
	入場料無料の場合で四分の一に区分して使用する場合	午後九時から午前九時まで一時間ごと	五、八〇〇円以内
	入場料無料の場合で四分の一に区分して使用する場合	午前九時から午後五時まで一時間ごと	一、二二〇円以内
	入場料無料の場合で四分の一に区分して使用する場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	二、四一〇円以内
	入場料無料の場合で四分の一に区分して使用する場合	午後九時から午前九時まで一時間ごと	二、九〇〇円以内
	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間ごと	二一、二五〇円以内
	入場料有料の場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	四二、五〇〇円以内



三 条例別表第三備考に規定する柔道場及び剣道場の利用に係る利用料金の範囲

専用使用の場合		区分		利用料金の範囲	
アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	使用時間及び単位	利用料金の範囲
入場料有料の場合	入場料無料の場合	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午後五時まで一時間ごと	一〇、二五〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	一五、六〇〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	三一、一五〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	三七、三八〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	七、七二〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	一五、三七〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	一八、四五〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	一五、一五〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	二〇、二五〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	二、五八〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	二、一四〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	一、〇九〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	三、八七〇円以内
午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	三、二二〇円以内



専用使用の場合		入場料有料の場合		入場料無料の場合	
午前九時から午後五時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午後九時から午前九時まで一時間ごと	午前九時から午後五時まで一時間ごと	午後五時から午後九時まで一時間ごと	午前九時から午後五時まで一時間ごと
三、二五〇円以内	六、四五〇円以内	七、七四〇円以内	七四〇円以内	一、五七〇円以内	一、八九〇円以内

五 条例別表第五に規定する健康体力相談室の個人使用に係る利用料金の範囲

コース名	利用者区分	単位	利用料金の範囲
全身持久力コース	小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回につき	一、九〇〇円以内
筋力コース	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上のもの	一人一回につき	三、五〇〇円以内
	小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回につき	一、九〇〇円以内
	右に掲げる者以外の者	一人一回	三、五〇〇円以内



		健康体力相談室			
		専用使用の場合			
でごとに	午後九時から午前九時まで一時間まで	二、七〇〇円以内	でごとに	午後五時から午後九時まで一時間まで	五、四〇〇円以内
でごとに	午後九時から午前九時まで一時間まで	六、四八〇円以内	でごとに	午後九時から午前九時まで一時間まで	

七 条例別表第七に規定する駐車場の利用料金の範囲

区分及び単位		利用料金の範囲
一台につき三〇分を超える場合、超える時間三〇分まで	でごとに	三一〇円以内
回数券		三、一〇〇円以内